

# 学校安全委員会規約

## (設置)

第1条 安全教育の組織的な取組を計画的に実施するため、●●●学校安全委員会（以下「学校安全委員会」という）を設置する。

## (職務)

第2条 学校安全委員会は、次の事項を協議する。

- (1) 危険箇所の抽出・分析・管理の活動に関する事
- (2) 危険箇所の定期的な点検に関する事
- (3) 学校安全に関する取組
- (4) その他の関連事項

## (構成等)

第3条 学校安全委員会は、次に掲げる者のうちから●●●学校長が任命又は委嘱した学校安全委員で構成する。

- ①●●●学校教職員
- ②保護者代表
- ③児童生徒代表
- ④学区内在住の有識者

## (委員の任期)

第4条 委員の任期は、4月1日より翌年3月31日までの1年とし、再任することを妨げない。

- 2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員長)

第5条 学校安全委員会に委員長を置き、校長がその任にあたる。

- 2 委員長は、会議を運営し、意見を集約する。

## (会議)

第6条 学校安全委員会は、委員長が招集する。

- 2 学校安全委員会には、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

## (庶務)

第7条 学校安全委員会に関する庶務は、●●●学校において処理する。

## (その他)

第8条 この要項に定めるもののほか、学校安全委員会の運営に関しての必要な事項は、会長が別に定める。

## 附則

1. この規約は、令和4年4月1日から施行する。